

10月29日の政府広報 新聞各紙に広告を掲載

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

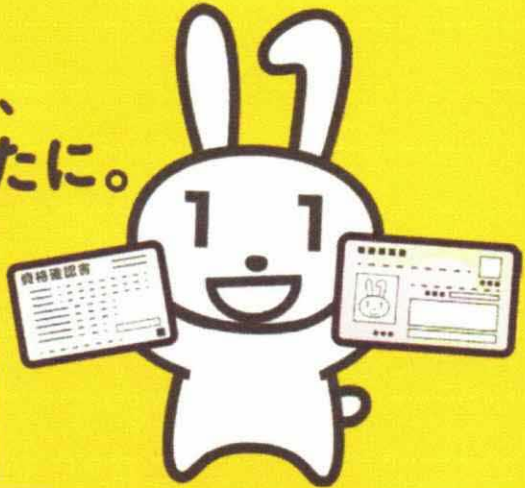
今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方	申請不要で資格確認書をお届けします。
新たに後期高齢者になった方	申請不要で資格確認書をお届けします。 ※来年7月まで
マイナ保険証での受診が困難な方 (ご高齢の方、障害をお持ちの方など)	申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

健康保険証 と 資格確認書 何が違うの？

形状・サイズ・色もすべて同じ 違いは名称のみ

川崎市の誤送付に関する報告資料によると「被保険者証と資格確認書は、名称が異なりますがサイズ、形式、色が全て同様となっております。」と健康保険証と資格確認書は名称以外は同じで一見して判別が困難であることが分ります。また、「誤交付した「資格確認書」は記載された資格情報に誤りはないため、もし使用したとしても現時点では市民の方への影響はございません。」とされていますので医療機関受診時に使用されても資格確認という点では何ら支障なさそうです。

被保険者証（本来送付すべきもの）

神奈川県 川崎区 被保険者証	有効期限 令和7年7月31日
記号50 番号 01 (姓) 01	
氏名 国保 一郎	一部負担金割合 2割
住所 川崎市川崎区東田町8番地	
生年月日 昭和27年1月1日	性別 男
適用開始年月日 令和6年8月1日	
交付年月日 令和6年8月1日	
有効期限 令和6年8月1日	
世帯主氏名 国保 一郎	
保険者番号 145011	川崎市 印
交付番号 044-201-3151 (川崎区役所)	

資格確認書（誤って送付したもの）

神奈川県 川崎区 資格確認書	有効期限 令和7年7月31日
記号50 番号 01 (姓) 01	
氏名 国保 一郎	一部負担金割合 2割
住所 川崎市川崎区東田町8番地	
生年月日 昭和27年1月1日	性別 男
適用開始年月日 令和6年8月1日	
交付年月日 令和6年8月1日	
有効期限 令和6年8月1日	
世帯主氏名 国保 一郎	
保険者番号 145011	川崎市 印
交付番号 044-201-3151 (川崎区役所)	